

## リース契約書

株式会社ハイク（以下「甲」という）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、甲を貸主、乙を借主とする IoT 自動撮影カメラおよび通信用 SIM カードのリース（賃貸借）について以下の内容の契約を締結した。

**第 1 条（リース）** 甲は乙に対して、IoT 自動撮影カメラおよび通信用 SIM カード他（以下「リース物件」という）をリース（賃貸借）するものとする。

**第 2 条（リース期間）** リース期間は 202 年 月 日 より 202 年 月 日 までの   か月間とする。乙の申し出により途中解約があった場合でもリース料の返金はしないものとする。

2 乙が延長を希望する場合、契約期間の 1 か月前までに甲にその旨を通知する。

**第 3 条（リース料）** 乙は甲に対して、リース料として総額   円（税込）を支払う。

2 リース料の支払方法は、甲指定の銀行口座に出荷日までに乙が振り込むものとする。

**第 4 条（保証金）** 本契約において保証金は免除とする。

**第 5 条（保守管理）** リース物件についての部品交換、修繕、その他の保守管理は、乙の責任と費用負担においてこれを行うものとする。

**第 6 条（善管注意義務）** 乙はリース物件の注意義務をもって保管するものとし、次の通り実行する。

- ① リース物件の譲渡、転貸、担保提供その他の処分をしない
- ② リース物件につき故障等の不備を発見した場合は、直ちに甲に通知する
- ③ リース期間満了もしくは契約解除により本リース契約が終了したときは、乙の費用負担で甲の指定する場所にリース物件を運搬して返還する

**第 8 条（解除）** 乙につき次の各号の一に該当する事由が発生した場合、乙は甲から何らの通知催告を受けずとも直ちに期限の利益を失い、残リース期間のリース料全額を直ちに甲に支払うものとする。

- ① 乙が本契約の条項に違反したとき
- ② 乙が支払期日までに振込をしなかったとき
- ③ 乙につき、第三者から差押、仮差押等がなされたとき
- ④ 乙につき、破産、民事再生手続き、会社更生その他会社法上の特別清算等の申立てがあったとき
- ④ その他、乙の信用が著しく悪化したとき

**第 9 条（清算）** 乙がリース物件を返還したときは、甲が損耗を金銭評価し、原状回復に費用が掛かる場合、必要に応じて乙に修理費等を請求できることとする。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保持するものとする。

202 年 月 日

北海道旭川市東光 11 条 5 丁目 4-3

甲（貸主）株式会社ハイク  
代表取締役 早川 祐太 印

乙（借主）

印

## リース物件目録

- 1.ハイカム IoT自動撮影カメラ \_\_台  
S/N
- 2.ハイカム 用通信SIMカード \_\_枚
- 3.ハイカム 用アンテナ \_\_本
- 4.ハイカム 用ストラップ \_\_本
- 5.ハイカム 日本語マニュアル \_\_冊
- 6.持ち運び用 ハードケース \_\_個